

渋谷区と独立行政法人国立青少年教育振興機構との  
地域の社会的課題の解決に向けた包括連携協定

(目的)

第1条 渋谷区（以下「甲」という。）と独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「乙」という。）とは、協働して地域の社会的課題を解決することを目的として、次のとおり相互に協力・連携する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、協力して実施する。

- (1) 次世代の育成に関すること。
- (2) スポーツ振興及び健康増進に関すること。
- (3) 国際交流に関すること。
- (4) まちづくり・地域コミュニティの活性化に関すること。
- (5) 災害対策に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、相互に協力することが必要と認められること。

(覚書の締結)

第3条 前条の規定により連携協力を行う際の具体的な事項については、必要に応じて別途覚書を交わすものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た情報につき、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は遺漏しないものとする。ただし、法令に基づく開示請求又は裁判所の命令があった場合は、この限りでない。

(協定の期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結した日から令和11年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了日の6月前までに、甲又は乙のいずれからも協定を継続しない旨の申出がない場合は、本協定は、有効期間満了日の翌日を始期として更に1年間、同一条件にて更新するものとし、その後も同様とする。

(本協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度

協議の上、必要な措置を行うものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義のある事項については、その都度、甲及び乙が協議の上解決するものとする。

本協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上各1通を保有する。

令和8年3月18日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号  
渋谷区  
代表者区長

乙 東京都渋谷区代々木神園町3番1号  
独立行政法人国立青少年教育振興機構  
理事長